

墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	一部改正条例（ ）による改正後																		
<p>（利用時間）</p> <p>第4条 コミュニティ会館の図書室及び前条第3号に掲げる施設（学童クラブ室を除く。以下「遊戯室等」という。）の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 コミュニティ会館（<u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u>）の図書室及び前条第3号に掲げる施設（学童クラブ室を除く。以下「遊戯室等」という。）の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（準用）</p> <p><u>第20条 第4条から第10条までの規定は、墨田区東駒形コミュニティ会館及び墨田区梅若橋コミュニティ会館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1055 1401 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 1055 970 1137">第4条の見出し</th> <th data-bbox="971 1055 1185 1137">利用時間</th> <th data-bbox="1187 1055 1401 1137">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1140 970 1373">第4条第1項</td> <td data-bbox="971 1140 1185 1373">コミュニティ会館（<u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u>） 利用時間 午後7時</td> <td data-bbox="1187 1140 1401 1373">コミュニティ会館 使用時間 午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1375 970 1630">第4条第2項</td> <td data-bbox="971 1375 1185 1630">利用時間 育成時間（<u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u>）</td> <td data-bbox="1187 1375 1401 1630">育成時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1632 970 1888">第4条第3項</td> <td data-bbox="971 1632 1185 1888">指定管理者（<u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u>） 区長の承認を得て、同項の利用時間</td> <td data-bbox="1187 1632 1401 1888">区長 同項の使用時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1890 970 1951">第5条第2項第3号</td> <td data-bbox="971 1890 1185 1951">日曜日</td> <td data-bbox="1187 1890 1401 1951">日曜日、土曜日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1953 970 2036">第5条第3項</td> <td data-bbox="971 1953 1185 2036">指定管理者</td> <td data-bbox="1187 1953 1401 2036">区長</td> </tr> </tbody> </table>	第4条の見出し	利用時間	使用時間	第4条第1項	コミュニティ会館（ <u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u> ） 利用時間 午後7時	コミュニティ会館 使用時間 午後5時	第4条第2項	利用時間 育成時間（ <u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u> ）	育成時間	第4条第3項	指定管理者（ <u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u> ） 区長の承認を得て、同項の利用時間	区長 同項の使用時間	第5条第2項第3号	日曜日	日曜日、土曜日	第5条第3項	指定管理者	区長
第4条の見出し	利用時間	使用時間																	
第4条第1項	コミュニティ会館（ <u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u> ） 利用時間 午後7時	コミュニティ会館 使用時間 午後5時																	
第4条第2項	利用時間 育成時間（ <u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u> ）	育成時間																	
第4条第3項	指定管理者（ <u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u> ） 区長の承認を得て、同項の利用時間	区長 同項の使用時間																	
第5条第2項第3号	日曜日	日曜日、土曜日																	
第5条第3項	指定管理者	区長																	

